

庄内町からのお知らせ

国民年金学生納付特例制度

20歳になると学生でも国民年金に加入しなければなりません。前年所得が一定額以下の場合、保険料の納付を猶予することができます。申請する場合は、学生証の写しか在学証明書を持参し、役場窓口で手続きしてください。

●**対象**：学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生

☆令和2年度に申請された方で、令和3年度も引き続き在学予定の方には、4月初めにハガキ形式の申請書が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入し返送してください。

☆保険料の納付を希望される場合は年金事務所にご連絡ください。

■**問合せ**：鶴岡年金事務所
☎0235-23-5040、税務町民課町民係☎0234-42-0133

「成年後見制度」を知っていますか？

認知症や障がいにより判断能力が不十分となり、財産管理や契約すること等が困難となった方を保護・支援する制度です。

「法定後見制度」
家庭裁判所に申立てをすることで、成年後見人等が選ばれる制度

「任意後見制度」
将来に備え、後見人になってもらいたい人に、代わりにしてもらいたいことを契約で決めておく制度

※詳細は問合せください。

■**問合せ**：保健福祉課高齢者支援係☎0234-43-0490、福祉係☎0234-43-0818

在宅酸素療法者助成 医療機関通院交通費助成

10月分から3月分までの受付を行います。

在宅酸素療法者助成

- 対象**：呼吸器機能障害による身体障害者手帳（1級および2級を除く）を所持し、医師の処方により在宅酸素療法を行っている方
 - 提出書類**：支給申請書（入院や施設入所等の療養休止期間を伺います）
- ※以下は新規の場合のみ必要
登録申請書、使用指示書（医療機関の証明が必要）または使用証明書（機器業者の証明が必要）

医療機関通院交通費助成

- 対象**：次のいずれにも該当する方
 - ①人工透析療法を受けるため、医療機関に交通機関（自家用車を含む。医療機関の送迎車は除く）を利用して通院している方
 - ②本人および同居生計中心者の令和元年分所得税非課税世帯の方（19歳未満の扶養者の計算については平成22年分以前の計算方法を適用）
 - ③生活保護法等他の法令により通院交通費の給付を受けていない方
 - 提出書類**：申請書（自家用車の場合は、片道の距離が必要）、医療機関通院報告書（通院先医療機関での証明必要）など
- 共通事項**
- 提出期限**：4/2(金)必着
 - 持ち物**：身体障害者手帳、印鑑
- ※前回該当した方にはすでに書類を送付しています。新規で助成を受ける方は、保健福祉課であらかじめ書類を受け取り、医療機関が機器業者より証明を受けてください。
- 問・提出先**：保健福祉課福祉係☎0234-42-0146

障がいのある方に対する軽自動車税（種別割）の免除

障がいのある方が所有する軽自動車等で、一定の要件に該当する場合は、申請により軽自動車税（種別割）の免除を受けることができます。

- 対象**：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかの交付を受けている方で、特定の区分・級に該当する方
- ※詳しい障がいの区分、級別等は問合せください。
- 車検証の名義人**：対象者本人名義の軽自動車等（対象者が18歳未満の場合は、同居し生計を同じくする方の名義でも可）
 - 受付**：3/16(火)～4/30(金)
※5/1(土)以降提出の場合は減免できません。
 - 申請場所**：税務町民課住民税係、立川総合支所総合支所係
 - 持ち物**：自動車検査証の写し、運転免許証（運転する方）、障害者手帳、軽自動車税（種別割）納税通知（4/15(木)頃発送予定）、マイナンバーカードまたは通知カード、印鑑
- 問合せ**：税務町民課住民税係☎0234-42-0144

楯山公園クリーン作戦にご協力ください

- 桜の開花に先立ち、公園内を清掃しましょう。
- 日時**：4/4(日) 6:30～1時間程度
 - 場所**：楯山公園
 - 内容**：公園内のゴミ、落ち葉拾い（軍手は各自ご持参ください。また運搬用台車（一輪車）のある方はご持参ください）
- 問合せ**：町観光協会（商工観光課観光物産係内）☎0234-42-2922

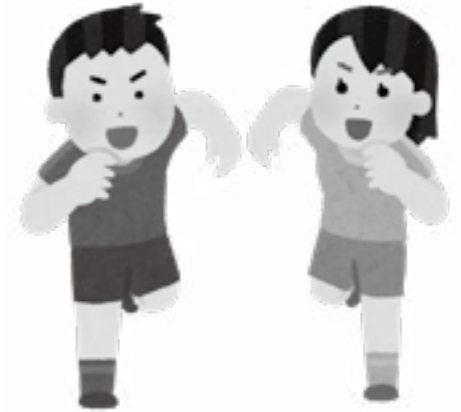
社会体育施設に関するお知らせ

一部の社会体育施設が4月1日から指定管理に移行します

<移行する体育施設>

- ①庄内町体育センター ②庄内町体操センター
- ③庄内町南野グラウンド ④庄内町笠山グラウンド
- ⑤庄内町笠山グラウンドゴルフ場 ⑥庄内町テニスコート

⇒（一社）庄内町総合型スポーツクラブ コメっちわくわくクラブが、これまでの9つの指定管理施設を含めた合計15施設の管理・運営を行います。



町立社会体育施設の新年度予約受付

- 4/1(木)～4/16(金)利用分の受付**：3/16(火)開始
(窓口受付) 8:30～ (電話受付) 9:00～
- ※4月17日(土)以降の予約は、利用日の1カ月前から可能です。
(大会・練習試合等は、3カ月前から)

	対象施設	予約先
指定管理施設	八幡スポーツ公園（総合体育館、屋内多目的運動場、ほたるドーム、サッカー場、ソフトボール場、多目的広場）、余目グラウンド、武道館、相撲場	総合体育館 ☎0234-43-3347
	<以下の施設は令和3年度より予約先が変更となります> 体育センター、体操センター、南野グラウンド、笠山グラウンド*（野球場、グラウンドゴルフ場）、テニスコート	*笠山グラウンドは、残雪や芝の状況を見てオープン日を決定します。
町直営施設	清川体育館、清川グラウンド	清川公民館 ☎0234-57-2211
	立谷沢体育館、立谷沢グラウンド	立谷沢公民館 ☎0234-59-2211

前田野目グラウンドゴルフ場「ひだまり」の新年度予約受付

- 4/2(金)～7/2(金)利用分の受付**：4/2(金)開始
(窓口受付) 8:30～ (電話受付) 9:00～
- ※7月3日(土)以降の予約は、利用日の3カ月前から可能です。
- 予約先**：前田野目農村公園グラウンドゴルフ場「ひだまり」
☎0234-44-4010

4/2(金)
オープン予定



※詳しくは、八幡スポーツ公園HPをご確認ください。
■**問合せ**：社会教育課文化スポーツ推進係☎0234-43-0194

▲八幡スポーツ公園HP